

守口市特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に係る手続きに関する要領

(趣旨)

第1条 特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に係る手続きは、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の実施上の留意事項について（令和8年4月1日付け成保第250号子ども家庭庁成育局長通知）に定めるところによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成27年法律第65号）及び特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準（令和8年子ども家庭庁告示第8号）において使用する用語の例による。

(賃借料加算)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、賃借料加算の適用を受けようとするときは、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費に係る加算適用申請書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添付して市長に提出するものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、賃貸借契約に変更があった場合は、市長に対し、遅滞なく、その旨を申し出るものとする。この場合において、特定乳児等通園支援事業者は、契約変更を証する書類を市長に提出しなければならない。

(市長による認定が必要な加算)

第4条 次の各号に掲げる加算は、乳児等支援給付費認定保護者の申請に基づき、市長が必要と認める場合に適用するものとする。

- (1) 障害児加算
- (2) 医療的ケア児加算
- (3) 要支援家庭子ども加算
- (4) 生活困難家庭等負担軽減加算

(その他の加算)

第5条 次の各号に掲げる加算は、特定乳児等通園支援事業者が実施した面談の記録を総合支援システム（子ども家庭庁が運用することも誰でも通園制度総合支援システムをいう。）に登録することにより算定するものとする。

- (1) 初回対応加算
- (2) 保護者支援面談加算

(実施細目)

第6条 この要領に定めるもののほか、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に係る手続きについて必要な事項は、主管課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、決裁の日から施行する。